

農産物規格規程(抜粋)

○主食用

国内産農産物

ハ 品位

(1) 水稲うるち玄米及び水稲もち玄米

等級	項目		水 (%) 分	計		死米		着色粒		異種穀粒		異物
	最低限度	最高限度		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	
一等	七〇	一等標準品	一五・〇	一五	七	〇・一	〇・三	〇・一	〇・三	〇・三	〇・二	
二等	六〇	二等標準品	一五・〇	二〇	一〇	〇・三	〇・五	〇・三	〇・三	〇・五	〇・四	
三等	四五	三等標準品	一五・〇	三〇	二〇	〇・七	一・〇	〇・七	一・〇	〇・六		

附

規格外—等から三等までのそれぞれの品位に適合しない玄米であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

- 一 醸造用玄米を除く玄米の水分の最高限度は、各等級とも、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとする。
- 二・三 略
- 四 玄米には、異物として土砂（これに類するものとして生産局長が定めるものを含む。）が混入してはならない。
- 五 略
- 六 包装には、生産局長が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

ハ 品位

(1) 水稲うるちもみ、水稲もちもみ、陸稲うるちもみ及び陸稲もちもみ

等級	項目		水 (%) 分	被害粒、着色粒、異種穀粒及び異物				
	最低限度	最高限度		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
合格	七〇	標準品	一四・五	六	〇・二	〇・三	〇・二	〇・二

規格外—合格の品位に適合しないもみであつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの

附

- 一 水分の最高限度は、当分の間、本表の数値に一・〇%を加算したものとす。
- 二 水稲もちもみ及び陸稲もちもみのうち合格のものには、その種類以外のもみが二%を超えて混入してはならない。
- 三 略
- 四 包装には、農林水産省総合食料局長（以下「総合食料局長」という。）が別に定めるところにより、あらかじめ農産物検査員（農産物検査法（昭和二十六年法律第四百四十四号）第十七条第二項第一号に規定する者をいう。以下同じ。）が包装の規格に適合するものとして確認を行った麻袋、樹脂袋、紙袋又はポリエチレンフィルム袋を使用していなければならない。

○飼料用

国内産農産物

(口) 普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）

項目	等級		最高限度	
	一四・〇	水分 (%)	四五	細麦 (%)
合格	二五	被害粒 (%)	一一	(%) 計
	〇・〇	異種穀粒及び異物	一	異種穀粒及び異物
				異種穀粒及び異物
				異種穀粒及び異物

規格外―異臭のあるもの又は合格の品位に適合しない普通小粒大麦（飼料用に供されるもの）であつて、異種穀粒及び異物を五〇%以上混入していないもの